

第 3 5 号議案

中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正手続について

上記の議案を提出します。

令和元年（2019年）7月26日

提出者 中野区教育委員会教育長 入野 貴美子

（提案理由）

介護補償の限度額を改める必要がある。

中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年中野区条例第17号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第2号中「生活介護（次号）」を「生活介護（同号）」に改め、同条第2項第1号中「とき（次号）」を「とき（同号）」に、「105,290円」を「165,150円」に改め、同項第2号中「57,190円」を「70,790円」に改め、同項第3号中「とき（次号）」を「とき（同号）」に、「52,650円」を「82,580円」に改め、同項第4号中「28,600円」を「35,400円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）第11条第2項の規定は、平成31年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第11条第2項の規定に基づく介護補償（適用日から施行日

の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。)として支払われた金額は、これに相当する新条例の規定に基づく介護補償の内払とみなす。

中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について

1 条例の目的

この条例は、区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償（療養補償、休業補償、傷病補償、障害補償、介護補償、遺族補償、葬祭補償）の補償範囲、金額及び支給方法などの必要事項を定めることを目的としている。

2 主な改正理由

今回の改正は、都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の改正を踏まえ、介護補償の限度額について改定するものである。

3 介護補償の限度額の改定（第11条）

	改定前	改定後
常時介護を要する状態にあり		
実費を支出して介護を受けた日がある場合	105,290円	165,150円
親族等による介護を受けた日がある場合	57,190円	70,790円
随時介護を要する状態にあり		
実費を支出して介護を受けた日がある場合	52,650円	82,580円
親族等による介護を受けた日がある場合	28,600円	35,400円

4 実施時期

公布日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

5 今後の予定

本案議決後、区長宛て、区議会第3回定例会へ当該条例の一部改正の議案の提出依頼を行う。

中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第10条 (略)</p> <p>(介護補償)</p> <p>第11条 介護補償は、傷病補償又は障害補償を受ける権利を有する学校医等が、当該傷病補償又は障害補償の補償の事由となった障害であって規則で定める障害に該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該学校医等に対して、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行う。ただし、次に掲げる場合は、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（<u>同号</u>において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（<u>同号</u>に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>165,150円</u>を超えるときは、<u>165,150円</u>）</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において、その月（新</p>	<p>第1条～第10条 (略)</p> <p>(介護補償)</p> <p>第11条 介護補償は、傷病補償又は障害補償を受ける権利を有する学校医等が、当該傷病補償又は障害補償の補償の事由となった障害であって規則で定める障害に該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該学校医等に対して、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行う。ただし、次に掲げる場合は、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（<u>次号</u>において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（<u>次号</u>に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>105,290円</u>を超えるときは、<u>105,290円</u>）</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において、その月（新</p>

たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。)に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が70,790円以下である場合に限る。) 70,790円

(3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として規則で定めるものに該当する場合(次号において「随時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(同号に掲げるときを除く。)その月における介護に要する費用として支出された額(その額が82,580円を超えるときは、82,580円)

(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が35,400円以下である場合に限る。) 35,400円

第12条～第29条 (略)

附 則 (略)

別表 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(以下「新条例」という。)第11条第2項の規定は、平成31年4月1日(以下「適用日」という。)以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に支給

たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。)に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が57,190円以下である場合に限る。) 57,190円

(3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として規則で定めるものに該当する場合(次号において「随時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げるときを除く。)その月における介護に要する費用として支出された額(その額が52,650円を超えるときは、52,650円)

(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が28,600円以下である場合に限る。) 28,600円

第12条～第29条 (略)

附 則 (略)

別表 (略)

すべき事由が生じた介護補償については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第11条第2項の規定に基づく介護補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これに相当する新条例の規定に基づく介護補償の内払とみなす。